

母 広報

# にしから

2013  
July  
No.438

平成25年

7  
月号



『祝！富士山 世界遺産登録 —わがまちから見た富士山—』



## 西桂町協働事業提案制度 応募団体を募集します

この制度は、町民等との協働による自治を推進するため、また地域課題の解決等を目指すために町民等と町が協力・連携し、目的達成に向け取り組むための制度です。

### 協働事業を提案できる団体

協働事業を提案できる団体は※地域活動団体等で、次に掲げる要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 原則として1年以上継続して活動を実施していること
- (2) 5人以上の会員で構成されていること
- (3) 組織の運営に関する規則、定款、規約、会則その他これに類するものがあること
- (4) 事業の連絡責任者を選任していること
- (5) 協働事業を的確に遂行できる能力を有していること

### ※地域活動団体等とは

- (1) 地域活動団体：区等、一定の区域に居住している住民で構成され、地域の課題の解決に向けて活動する団体
- (2) 町民活動団体：NPO法人、ボランティア団体等、主に住民等で構成され、営利を目的とせず、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的に活動している団体

- (3) 公益法人：営利を目的としない公益的な法人
- (4) 国等の機関：国の機関や独立行政法人などの公的な機関で、専門的知識や技術を地域に還元する活動を行うもの

### 対象となる事業

対象となる事業は、地域活動団体等が自ら設定した課題に基づき提案した事業とし、次に掲げる要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 公益的な事業であって、事業を提案する地域活動団体等と町が協働して取り組むことにより、地域課題または社会的課題の解決を図ることができること
- (2) 事業の実施により町民満足度が高まり、具体的な効果及び成果が期待できること。
- (3) 役割分担が明確かつ妥当であり、地域活動団体等と町が協働で実施することにより効果が高まること
- (4) 予算の見積り等が適正であること

詳細については、町ホームページに掲載してあります。応募を希望される場合には総務課企画係までお問い合わせください。

問い合わせ 総務課 企画係

## 町長と語りましょう 「町長と語る会」

「町長と語る会」は、町民の方から町政に対する意見や提言を聴くことにより町民参加の協働によるまちづくりを推進することを目的に開催します。

### 応募対象

区及び各種団体またはグループなどを単位に原則5人以上で開催します。

### 開催時間

原則として概ね2時間以内とします。

### 実施方法など

- ①当日の司会進行は、団体の皆さんが担当してください。

## 町政に関するテーマを町長と懇談してみませんか。

②町側からの出席者は、町長とその他必要と認める職員とします。

③テーマはこれからの町全体または地域のまちづくりの推進に関する事で行います。単なる要望や苦情などについては議題としません。

④町長と語る会については、結果等を西桂町ホームページ等で広報させていただきます。

### 申込み方法

申込書(町ホームページまたは総務課企画係まで)に所定の事項を記入の上、総務課企画係又は、メールにて提出してください。

### 申込み・お問い合わせ 総務課 企画係

E-mail kikaku@town.nishikatsura.lg.jp

## ～ 祝！富士山 世界遺産登録記念 広報紙共同企画 ～

富士山が世界文化遺産登録となりました。自然遺産登録の挫折から10年、国を挙げての悲願がいよいよ実現いたしました。富士山を取り巻く周辺自治体の共同企画といたしまして、各市町村の広報紙7月号の表紙を富士山で飾ることといたしました。西桂町では三ツ峠からの富士山を掲載しております。

登録が「ゴール」ではありません。富士山の文化や自然、美しい景観を末永く守り、後世に引き継いでいくための「スタート」地点に立ったに過ぎません。日本の象徴、世界の宝である富士山を、関係機関の協働により全力を挙げて自然保護・環境保全に取り組んで行かなければなりません。

※この登録に至るまでには、山梨・静岡両県の作業部会という協議会の中で、何度も会議が開催されてきました。この中に西桂町住民代表者の『永田光明』さんが平成21年4月より委員として就任されております。

これからは保存管理に向け話し合いがもたれていきます。

共同企画賛同自治体：静岡県三島市・富士宮市・富士市、神奈川県南足柄市・湯河原町・松田町・中井町・大井町・真鶴町・箱根町・山梨県甲府市・都留市・山梨市・大月市・韭崎市・南アルプス市・北杜市・笛吹市・上野原市・中央市・昭和町・市川三郷町・早川町・身延町・道志村・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町・富士吉田市

## 介護保険料特別徴収(年金天引き)納付額を平準化します ～ 8月の仮徴収額が変更になる場合があります～

介護保険料の徴収方法が特別徴収(年金天引き)の方には、7月上旬に「介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」を発送します。平成25年度の介護保険料年額および年金支給月ごとの徴収額が記載されていますので、ご確認下さい。

### 『仮徴収』と『本徴収』

介護保険料の特別徴収(年金天引き)は、4月・6月・8月を『仮徴収』、10月・12月・2月を『本徴収』として納めていただいています。保険料は前年の所得などに応じて決まりますが、決定するまでは前年度2月の天引き額と同じ額を『仮徴収』として納めていただきます。年間の保険料確定後に、すでに仮徴収で納めている額を差し引いた残りの額を『本徴収』として納めていただきます。

### 『平準化』とは

収入の変動や介護保険料の改定により、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じてしまいます。そこで、1年間を通じてできるだけ均等な額となるよう8月の天引き予定額を調整し、『平準化』を行います。平準化により、来年度以降は、年度の前半と後半に天引きされる保険料の差が緩和されます。  
※今回の平準化により、介護保険料の年額が変わるものではありません。

#### ＜平準化参考例 ～介護保険料年額60,500円(第4段階)の方の場合＞

例＜8月の仮徴収額が減額変更になる方の例 ～前年度2月の納付額が14,200円の時＞ 単位：円

	前年度	仮徴収額			本徴収額			年間保険料
	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
平準化前	14,200	14,200	14,200	14,200	6,100	5,900	5,900	60,500
平準化後	14,200	14,200	14,200	2,100	10,000	10,000	10,000	60,500

H25.2月と同額      変更額      介護保険料年額から仮徴収額分を差し引いた残額

お問い合わせ先 福祉保健課 福祉係 (いきいき健康福祉センター)

※なお、今回は、肺ヘリカルCT検査・乳がん検診・骨粗鬆症は実施しません。検診を希望される方は11月実施の健診をお申し込み下さい。

日程	8月20日(火)・21日(水)
受付時間	午前8:30～9:45
場所	いきいき健康福祉センター
対象者	20歳以上町民
検診項目	・特定健診      ・胃がん検診 ・超音波検診      ・大腸がん検診 ・肺がん検診(レントゲン)
申込期間	7月16日(火)～7月19日(金)

左記の日程にて、特定健診を実施いたします。  
社会保険の被扶養者の方は、受診券が必要です。  
詳細については、いきいき健康福祉センターにお問い合わせください  
(☎25・4000)

特定健診の  
申し込みのこと

# 税率の改正について

## ■モデル事例で比較する世帯の税額

### 例1

#### 1人世帯（63歳）

前年中 本人：年金収入70万円  
(所得0円)

持ち家 固定資産税額 5万円

※均等割・平等割7割軽減世帯

	平成24年度	平成25年度
医療分	26,900円	24,400円
支援分	8,200円	7,500円
介護分	6,700円	6,800円
年税額	41,800円	38,700円

改定後の増減分 **-3,100円 (-7.4%) の負担減**

### 例2

#### 夫婦・子ども2人の4人世帯

(夫42歳・妻41歳・子17歳・子14歳)

前年中 夫：事業収入500万円  
(所得346万円)

妻：専業主婦 収入なし  
(所得0円)

アパート暮らし 固定資産税額 0円

	平成24年度	平成25年度
医療分	298,500円	298,500円
支援分	91,300円	98,400円
介護分	79,300円	81,300円
年税額	469,100円	478,200円

改定後の増減分 **9,100円 (1.9%) の負担増**

### 例3

#### 夫婦・子ども2人の4人世帯

(夫42歳・妻41歳・子17歳・子14歳)

前年中 夫：事業収入500万円  
(所得346万円)

妻：専業主婦 収入なし  
(所得0円)

持ち家 固定資産税額 5万円

	平成24年度	平成25年度
医療分	311,000円	308,500円
支援分	95,300円	101,400円
介護分	81,800円	83,300円
年税額	488,100円	493,200円

改定後の増減分 **5,100円 (1.0%) の負担増**

(平成23年中と平成24年中の所得は、同額と仮定して算定しています)

## 4. 国保税の年金からの天引き(特別徴収)について

世帯内の国保被保険者が全員65歳から74歳の世帯は、世帯主の年金から国保税が天引き(特別徴収)になります。

特別徴収される方は、当年度の税額が確定するまで(6月まで)は仮の税額を年金から納めていただきます。税額が確定したら、仮徴収額を差し引いた残りの額を本徴収として納めていただきます。

既に特別徴収されている方は、前年度2月と同額を、仮徴収期間は納めていただきます。

65歳になり、特別徴収に変更となる初年度の仮徴収税額の算定方法は前年度を基に算出します。

下記に該当する場合は特別徴収できませんのでご了承ください。

- ・年金が年額18万円未満
- ・国保税と介護保険料の天引き額の合計が、年金額の2分の1を超える
- ・世帯主が会社の健康保険などの被用者保険又は後期高齢者医療制度の加入者である
- ・世帯の国保の被保険者に65歳未満の方がいる

なお、国保税の納付方法を特別徴収から口座振替に切り替える申出(審査あり)をしていただくことにより、特別徴収を中止することができます。

# 国民健康保険税の

国民健康保険制度の健全運用のため、西桂町国民健康保険運営協議会に諮問しておりました平成25年度からの保険税率は、次の改正内容で町長へ答申されました。

町では、この答申に基づき、3月定例町議会に国民健康保険税条例の一部改正を提案し、3月22日、町議会において西桂町国民健康保険税条例の改正案が議決され、平成25年度の税率については、西桂町国民健康保険運営協議会答申のとおり決定しました。

## 1. 国民健康保険制度について

国民健康保険制度は、職場の健康保険や後期高齢者医療制度の加入者、生活保護を受けている方を除いた全ての方が加入する制度で、病気やけがをしたとき、安心して医療機関を受診できるように、相互扶助による、加入者の方からの保険税や、国・県などの負担金、町からの繰入金を主な財源とし、特別会計として独立採算で運営しています。

## 2. 国民健康保険財政について (以下、国民健康保険を国保とする)

近年の国保財政は、長引く景気の低迷による国保被保険者の増加や、それに伴う診療件数の増加、高齢者の医療費増加等により、大変厳しい状況にあります。特に、高額療養対象者の大幅な増加に伴い、著しく医療費が伸びており、国保財政の不測の事態に備えて積み立ててきた国保財政調整基金を取り崩しながら、財源不足を補ってきました。

このような運営の中で、現在県では、後期高齢者医療と同様に、国保の県単位化に向けて税額の算定方式を統一化する動きがあり、県では資産割を除く3方式(所得割・均等割・平等割)による課税を提唱していることから、当町においても、今後段階的に資産割の率を削減するとともに、資産割削減による国保税全体の減収を3方式の増額により補てんし、国保特別会計の健全財政の保持及び税の平準化を図るため、今年度の保険税率を昨年度に引き続いて改正せざるを得なくなりました。加入者の皆様にはさらなるご負担をおかけするケースもありますが、相互扶助を基本とした国保制度の趣旨にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

## 3. 税率・税額の改正内容 (表中の黒太字は増分、白抜きは減分を示しています)

	医療分		支援分 ※6		介護分 (40歳～64歳までの方)		合計	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割 ※1	5.8%	5.8%	1.8%	<b>1.9%</b>	1.8%	1.8%	9.4%	<b>9.5%</b>
資産割 ※2	25.0%	<b>20.0%</b>	8.0%	<b>6.0%</b>	5.0%	<b>4.0%</b>	38.0%	<b>30.0%</b>
均等割 ※3	23,000円	23,000円	7,000円	<b>8,000円</b>	9,000円	9,000円	39,000円	<b>40,000円</b>
平等割 ※4	25,000円	25,000円	7,000円	7,000円	5,000円	<b>7,000円</b>	37,000円	<b>39,000円</b>
賦課限度額 ※5	51万円	51万円	14万円	14万円	12万円	12万円	77万円	77万円

※1 所得割…前年中の所得から加入者ごとに基礎控除(33万円)を差し引いた額×税率です。

※2 資産割…土地及び家屋にかかる固定資産税額×税率です。

※3 均等割…世帯ごとの加入者人数×税額です。

※4 平等割…一世帯あたりの税額です。

※5 賦課限度額…算出した1年間の国保税が条例で定められた額を超えるときに、その額で打ち切る額です。

※6 支援分…後期高齢者医療への支援分です。

# 医療についてのお知らせ

## ■ 保険料の軽減について

### 【軽減一覧表】

平成25年度では後期高齢者医療保険料の軽減は次のようになっております。

#### ◆均等割軽減（均等割額…39,670円）

軽減判定対象総所得金額等が次に該当する世帯の被保険者は、下記の均等割額が軽減されます。

軽減割合	判定方法	軽減額	均等割額
9割軽減	8.5割軽減に該当する場合に、その世帯の被保険者全員に年金収入以外の所得がなく、年金収入80万円以下	35,703円	3,967円
8.5割軽減	33万円以下	33,719円	5,951円
5割軽減	33万円+ {24.5万円×被保険者数（世帯主を除く）} 以下	19,835円	19,835円
2割軽減	33万円+ {35万円×被保険者数} 以下	7,934円	31,736円

- ※ 基礎控除額などは税制改正などで今後変わることがあります。
- ※ 判定時は、世帯主及び被保険者の軽減判定の総所得金額等にて判定します。
- ※ 公的年金を受給されている方は、判定時に15万円が控除されます。

#### ◆所得割軽減

賦課のもととなる金額が、58万円を超えない被保険者については、所得割額が一律5割軽減されます。

#### ◆被用者保険の被扶養者に対する9割軽減

被用者保険の被扶養者であった場合には、所得割額は発生せず、均等割額は9割軽減されます。均等割軽減額は、35,703円となるため、保険料額は3,960円となります。

## ● 高齢者を狙った振り込め詐欺にご注意ください。 ●

厚生労働省や広域連合、市町村職員を装った不審な電話や訪問が全国で多発しています。

### 【振り込め詐欺】

- ◆職員を装い、保険料や医療費の返還金があると偽り、お金をだまし取るものです。
- ◆携帯電話番号や口座番号を聞き出し、銀行等のATMの操作を指示します。

### 【被保険者証詐取】

- ◆職員を装い自宅を訪問し、被保険者証の更新と偽り、被保険者証をだまし取るものです。

◎広域連合や市町村ではATMを利用した払い戻し手続きや、被保険者証の更新で突然訪問することは一切ありません。不審な電話や訪問者に対しては、即答せず、所属、氏名を確認の上、役場までお問い合わせください。

お問い合わせ先：税務住民課 住民係



# 平成25年度 後期高齢者

## ■ 後期高齢者医療被保険者証について

新しく有効期限が平成26年7月31日の後期高齢者医療被保険者証が交付されます。  
新しい後期高齢者医療被保険者証は「薄緑青色」となります。

被保険者の皆様のお手元には7月下旬には簡易書留にて郵送されます。新しい被保険者証はお手元に届きました日よりお使いになることができます。

現在お使いの被保険者証は、8月以降お使いになれません。古い被保険者証につきましては、個人情報に記載されていますので、裁断するなどして廃棄していただきますようお願いいたします。

## ■ 限度額適用・標準負担額減額認定証について

限度額適用・標準負担額減額認定証につきましては平成25年8月1日より新しいものとなります。こちらの証の色は変更ありませんが、有効期限が平成26年7月31日までのものとなり、被保険者証に同封し郵送いたします。

前年度交付を受けている方で今年度も適用要件に該当する場合は、引き続き交付させていただきます。

## ■ 平成25年度後期高齢者医療保険料について

平成25年7月に平成25年度後期高齢者医療保険料が決定されます。平成25年度後期高齢者医療保険料は平成24年中の年金や給与・農業・不動産といった収入に基づいて算定され、平成25年4月から翌年3月までの1年間分をそれぞれの納付方法に応じた納期回数で除した金額で各期納めていただきます。

今年度の7月算定時に賦課対象とする被保険者の方は平成25年7月1日までに資格を取得されている方です。また以降の月において、資格を取得した被保険者の方へは、取得月の翌月に通知書等を送付いたします。

## ■ 納付方法について

特別徴収（年金より直接天引き）の方には、7月中旬に保険料決定通知書及び納入通知書が送付され、10月以降（12月、翌年2月）に天引きされます。

また翌年度4月以降の仮徴収額は、2月時の特別徴収額と同額になります。

既に仮徴収されている方は、本算定された年額から4・6・8月に納めていただいた金額を控除した差額が10・12・翌年2月の3回に分けて天引きされます。

普通徴収の方（納入書等により直接金融機関等で納める方あるいは口座振替を申請された方）は、7月中旬に保険料決定通知書及び納入書が送付されます。納期は年8回（7月から翌年2月まで毎月）となっております。

また後期高齢者医療保険料についてはコンビニエンスストアでは納付できませんのでご注意ください。

口座振替の方については、記載された納期限に口座より引き落としされます。納付期日をご確認の上、納め忘れや残高不足のないようご注意ください。

また、各納期限までに納付がない場合には、翌月20日頃に督促状がお手元に届きますので、ご了承ください。

## 【大人の風しんワクチンの費用助成を始めました】



### ◆風しんの流行と影響◆

全国的に風しんが流行しています。妊娠初期の女性が風しんにかかると、先天性風しん症候群という障害を持った赤ちゃんが生まれる可能性があります。患者の中心は過去に定期予防接種の機会がなかった世代を含む20代から40代の男性で、妊婦の夫世代に相当します。自分自身を風しんから守るためにも、妊婦やその赤ちゃんを風しんから守るためにも、予防接種を受けましょう。ワクチンは風しんと同時に麻しんも予防できる麻しん・風しん混合ワクチン（MRワクチン）をおすすめします。

**対象者** 20歳から49歳までの町民の方

※風しんにかかったことのある方、風しんワクチンまたはMRワクチンのどちらかを2回接種した方は対象外です。

**助成額** 上限5,000円（1人1回限り）

**助成期間** 平成25年6月27日から平成26年3月31日

**接種方法** 医療機関へ必ず事前にワクチン接種の予約をしてください。

**医療機関** 指定医療機関につきましては、町内回覧でご覧いただくか、いきいき健康福祉センターまでお問い合わせください。

**その他** 指定医療機関外で接種された場合もしくは4月1日以降すでに接種済の方は還付となります。領収書等を持参の上、いきいき健康福祉センターまで申請してください。

**問い合わせ** いきいき健康福祉センター 福祉保健課保健係

## 善意ありがとうございます

(株)M&Gジャパン 伊与田 敏郎氏より

「夜間停電時の非常誘導灯（LED防犯灯）」が寄贈されました。（YLO会館に設置されています）



## 訪問理髪サービスについて

加齢や障害等により寝たきり等での外出が困難な高齢者に対して年4回まで訪問理髪を行えるサービスを行っています。



**対象者** 対象者は以下の要件を満たす方となります。

- ①在宅生活している要介護4又は5相当の方であり、一人で外出する事が困難な者
  - ②その他、町長が認める者
- 利用の際には事前申請が必要となりますので、詳細はお問い合わせください。

**問合せ先** 西桂町地域包括支援センター  
（いきいき健康福祉センター内）

## スクールガード・リーダーの実践発表を行いました

去る5月29日(水)、山梨県総合教育センターにて開催された平成25年度スクールガード・リーダー育成講習会において、当町の中澤久幸スクールガード・リーダーが西桂町スクールガード連絡会の日頃の活動等について、実践発表を行いました。

同連絡会の概要や防災行政無線での下校時間の周知や日頃の見守り活動、新6年生の班長旗の使い方指導の様子、通学路緊急点検と危険箇所の実態及び小学校で催された感謝の会（招待給食）の様子など盛りだくさんの内容を発表し、出席した県内各警察署のスクールサポーター、県及び各自治体の教育委員会の方々より、当町スクールガード連絡会の先進的な事例について高い関心が寄せられました。



## 情報公開実施状況

西桂町情報公開条例の規定に従い、24年度中の各機関の情報公開について下記のとおり公表します。

### 24年度中の情報公開実施状況

実施機関	請求件数	左の請求後の対応結果			対応結果のうち不服申し立て件数
		公開	部分公開	非公開	
西桂町	2件	2件	0件	0件	0件
西桂町教育委員会	1件	1件	0件	0件	0件
西桂町選挙管理委員会	1件	1件	0件	0件	0件
西桂町公平委員会	0件	0件	0件	0件	0件
西桂町監査委員	0件	0件	0件	0件	0件
西桂町農業委員会	0件	0件	0件	0件	0件
西桂町固定資産評価審査委員会	0件	0件	0件	0件	0件
西桂町議会	0件	0件	0件	0件	0件

ヴァンフォーレ甲府より  
ホームゲームご招待の  
お知らせ

ヴァンフォーレ甲府では、一人でも多くの県民の方にプロサッカーの試合を観戦してもらい、よりスポーツに親しんでもらうためにホームゲーム招待事業を実施しています。招待券をご希望の方は、教育委員会までお越し下さい。

日時 7月13日(出)

甲府VS湘南  
小瀬スポーツ公園  
18時30分キックオフ  
(開門16時30分)

## 申込み方法

教育委員会において必要事項を記入して、その場で招待券を受け取ります。

※電話・FAX等での受付はできません。また、申請者1名につき5枚までとさせていただきます。

※チケット配布終了次第(割当150枚) 締切とさせていただきます。

受付期間 7月11日(木)  
午後5時まで※土・日を除く

お問い合わせ先  
教育委員会 社会教育

生物多様性まつり  
2013

私たちのくらしと生き物との深いつながりについて、企画展示やクラフト、野外観察会などをおして、再発見してみよう!

日時 平成25年8月4日(日)  
午前9時～午後5時

場所 環境省生物多様性センター  
対象 どなたでも

参加 無料(野外観察会は保険代50円程度必要)  
申込み 一部のプログラムは事前予約が必要

## 問い合わせ

環境省生物多様性センター  
(富士吉田市上吉田丸尾597-1)  
TEL 0555(72)6031  
FAX 0555(72)6032  
URL <http://www.biodic.go.jp/>



## 平成25年度 富士五湖広域行政事務組合 消防職員採用試験実施要項



富士五湖広域行政事務組合消防職員採用試験を次のとおり実施します。

富士吉田市下吉田1896番地  
富士五湖広域行政事務組合  
富士五湖消防本部 管理課  
☎ 0555-22-4428

### ① 採用職種及び採用予定人員

- (1) 職 種 消防吏員
- (2) 採用予定人員 若干名

### ② 受験資格

- (1) この試験が受けられる者
  - ①大 学 卒：昭和62年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者。
  - ②高校以上卒：平成1年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者。
  - ③平成26年3月前記①、②の学校を卒業見込みの者。
- (2) 身体要件
  - ①身長：1.6メートル以上。
  - ②胸囲：身長 $\frac{2}{3}$ 以上。
  - ③体重：52キログラム以上。
  - ④体質：健全で四肢に支障のない者。(呼吸器・心臓疾患・腹部内臓器に疾病のない者)
  - ⑤視聴力：弁色力及び聴力が完全である者。
  - ⑥言語：明瞭で発声充分である者。

### (3) 住居要件

採用時において構成市町村(富士吉田市・西桂町・忍野村・山中湖村・富士河口湖町・鳴沢村)に住所を有し、その後も当該地域に継続して居住する者。

### ③ 欠格事項

- (1) 日本の国籍を有しない者。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人。
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- (4) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
- (5) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

### ④ 受験手続及び受付期間

- (1) 山梨県町村職員統一採用試験申込書に記入して申込み下さい。郵送の場合は、封筒の表に「町村職受験」と朱書きし書留郵便にして下さい。なお「受験票」には宛先を明記し、50円切手を貼って下さい。
- (2) 申込書の受付期間  
平成25年7月23日(火)から8月12日(火)まで。  
受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。(土曜、日曜日及び祝祭日は除きます。)なお、郵送の場合は8月12日消印のあるものまで受け付けます。
- (3) 申込先及び問合せ先  
〒403-8599

### ⑤ 第一次試験

- (1) 日時及び場所  
平成25年9月22日(日)  
午前9時00分  
(受付開始時間：午前8時30分)  
山梨大学甲府キャンパス  
甲府市武田4-4-37
  - (2) 試験方法
    - ①教養試験(公務員として必要な一般知識・技能について。)
    - ②消防適性検査(消防職員としての適応性の検査について)
    - ③一般性格診断検査(職務・職場への適応性について)
- ※第一次試験の合格発表については、10月15日(火)までに組合・構成市町村役場掲示場並びに富士五湖消防本部HPで行います。

### ⑥ 第二次試験

- (1) 日時及び場所  
日時及び場所等については、第一次試験合格者に通知します。
- (2) 試験方法
  - ①文章による表現力等についての試験。
  - ②人物についての面接による試験。
  - ③職務遂行に必要な体力度試験。(運動靴、ジャージを持参。)

学校見学及び入学相談  
等のご案内

日として設定しています。  
【授業見学週間】  
平成25年7月8日(月)～  
7月12日(金)

山梨県立盲学校は、視覚障害のある方の職業自立を目指した職業学科が高等部に設置されており、視力が弱いために車の運転ができないなどの理由により就職問題で悩んでいる方、視力低下に伴い現在の仕事に難しくなっている方、中学校・高等学校卒業後、適当な進路が見つからない方やそのご家族、またそうした方々を支援されている皆様にご協力をお願いしております。

高等部本科保健療科、専攻科保健療科及び専攻理療科の授業を公開します。  
● 入学条件及び取得できる受験資格

【高等部本科保健療科】  
中学校卒業(卒業見込み)又はそれと同等の学力の方  
あん摩マッサージ指圧師国家試験受験資格

【高等部専攻科保健療科】  
及び【高等部専攻科理療科】  
高等学校卒業(卒業見込み)又はそれと同等の学力の方  
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師国家試験受験資格

● 申し込み方法  
事前に電話でお申し込み下さい。受付時間は、平日午前9時から午後5時まで。

● 問い合わせ先  
山梨県立盲学校  
事務係 担当 白倉、保坂  
〒055(2226)3361  
FAX 055(2226)3362  
E-mail ysvi@kai.ed.jp

● 場所及び時間帯  
山梨県立盲学校  
(甲府市下飯田2-10-2)

● 学校見学及び入学相談  
年間通して電話及びメールによる相談を受け付けています。  
毎週木曜日午前9時から正午、午後1時30分から3時迄を学校見学及び入学相談

夏のEye愛ひとみ  
相談会のご案内

● 問い合わせ先  
山梨県立盲学校  
(甲府市下飯田2-10-2)  
〒055(2226)3361  
FAX 055(2226)3362  
Eye愛ひとみ相談支援センター 担当 吉田

お子様の見え方について不安を感じている方、成人されてから目に障害を持ち悩んでいる方、視覚に課題がある子どもさんを指導されている先生など、見え方や目のことでお悩みの方は、お気軽にご相談ください。

● 日時及び会場  
平成25年7月6日(土)  
山梨県立盲学校  
平成25年7月7日(日)  
山梨県立盲学校  
平成25年8月24日(土)  
富士河口湖町中央公民館  
平成25年8月25日(日)  
山梨県立盲学校

※時間はいつでも午前10時から午後3時まで。  
※1件につき約1時間の相談となります。

● 申し込み方法  
開催週の木曜日までに、盲学校へ電話で申し込みをお願いします。受付時間は平日午前9時から午後5時まで。

● 費用 無料  
● その他 本校への入学相談ではありません。

● 申し込み方法  
開催週の木曜日までに、盲学校へ電話で申し込みをお願いします。受付時間は平日午前9時から午後5時まで。

ヨハネ祭 開催

富士聖ヨハネ学園では「おいでよここに！みんなのヨハネ祭」をテーマに第37回ヨハネ祭を開催いたします。皆さまのご来園を心よりお待ちしております。

日 時 平成25年7月21日(日)  
(雨天決行)  
場 所 忍野村 富士聖ヨハネ学園  
内 容 学校紹介・模擬店・社協ボランティアの出店・子ども広場 その他催し物など  
問合せ  
〒0555(23)5155  
FAX 0555(23)5157  
広報担当 総務部 山本

2000万サマー 450本!  
5億円のサマーキャンペーン  
7月10日(水) 同時発売  
2013年 市町村振興宝くじ  
発売期間:7月10日(水)~8月2日(金) 抽せん日:8月13日(火)

境界問題相談センター  
やまなしを開設しています

山梨県土地家屋調査士会が山梨県弁護士会の協力を得て、土地の境界問題の解決を支援するセンターを設立しました。

土地境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」が協力して皆様のご相談に応じ、公正・迅速・円満な形で問題の解決を目指すようお手伝いいたします。境界問題でお困りの方、ま

ずはお電話下さい。  
予約受付時間  
月曜日～金曜日（祝祭日を除く）  
午前9時～正午  
午後1時～4時

※電話での相談はお受けしておりません。  
※予約なしでお越しいただいても、相談をお受けできない場合がございます。  
お問い合わせ

境界問題相談センターやまなし  
甲府市国母8-13-30  
☎055(225)3737

戦没者遺児による慰霊  
友好親善事業

（財）日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加を募集しています。

同事業は、厚生労働省から委託・補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善を図ることを目的としています。

費用は、参加費として一律9万円です。

※5年を経過した方（平成19年度以前参加者）は2回目の応募をすることができません。

本年度は、左記の地域について実施予定です。  
申込は、山梨県遺族会へ  
甲府市岩窪町608

☎055(252)7664

《実施地域》  
（広域地域）

- ①旧満州②西部ニューギニア
- ③アッツ島④旧ソ連⑤中国
- （1次）⑥マリアナ諸島⑦東部ニューギニア（1次）⑧ボルネオ・マレー半島⑨トラツク・パラオ諸島⑩ソロモン諸島⑪フィリピン（1次）⑫ミャンマー・ベトナム（1次）⑬台湾・バシー海峡⑭東部ニューギニア（2次）⑮ミャンマー・インド（2次）⑯フィリピン（2次）⑰中国（2次）

- （特定地域）
- ①ビスマーク諸島
- ②西部ニューギニア
- ③マーシャル・ギルバート諸島

一緒に前向きな気持ちを  
育てませんか？

「一歩が踏み出せない」「人間関係につまづき、自信が持てない」などと言った悩みをお持ちの方。プログラムを通して前向きな気持ちを育てませんか？

【実施日時】  
毎週火曜日・土曜日  
午後1時30分～

【実施プログラム】

- ◆お話ししようゲーム
- ◆自分探しプログラムなど

【費用】無料

※プログラム参加前にまずは一度ご来所頂き、お話を

聞かせ下さい  
プログラムの他、働くことや自立について悩みを抱えている方やご家族の方のご相談もお受けしております。《カウンセラーなどとの面談を通して、現状の課題を整理し、今後の方針を一諸に考えましょう。》お気軽にお電話、またはご来所ください。（ご利用は無料です。）

【実施機関名】

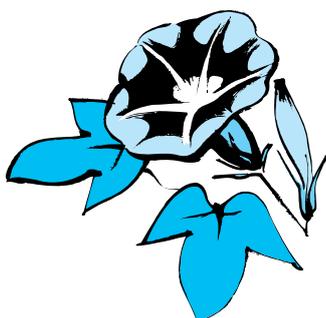
厚生労働省認定事業  
ぐんない若者サポートステーション

開所日時

火曜日・土曜日  
午前10時～午後6時30分

定休日 日曜日、月曜日、  
祝日、年末年始

☎0555(23)0080





# ～みな様に取り組んでいただきたいこと～

## 熱中症が疑われる人をみかけたら…

- ① 涼しい場所へ避難させる
- ② 衣服を脱がせ、身体を冷やす
- ③ 水分・塩分を補給する

自力で水を飲めない、意識がない場合は、直ちに救急隊を要請しましょう！

## 注意していただきたいこと・お願いしたいこと

### ① 暑さの感じ方は人によって異なります！

- 人間の体調や暑さに対する慣れなどが影響して、暑さに対する抵抗力（感受性）は個人によって異なります。
- 自分の体調の変化に気をつけ、暑さの抵抗力に合わせて、万全の予防を心がけましょう。

### ② 高齢の方は特に注意が必要です！

- 熱中症患者のおよそ半数は高齢者（65歳以上）です。高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対する体の調節機能も低下しています。
- のどの渇きを感じていなくてもこまめに水分補給をしたり、暑さを感じなくても扇風機やエアコンを使って温度調整をするように心がけましょう。

### ③ まわりが協力して、熱中症予防を呼びかけ合うことが大切です！

- 一人ひとりが周囲の人に気を配り、熱中症の予防を呼びかけ合うことで、発生を防ぐことができます。
- 特に、熱中症への注意が必要な高齢者、障害児・障害者や子どもについては、周囲が協力して注意深く見守るようにしましょう。

### ④ 節電を意識するあまり、熱中症予防を忘れないようご注意ください！

- 夏期の電力不足に対して節電の取り組みが求められていますが、節電を意識しすぎるあまり、健康を害することのないようご注意ください。
- 気温や湿度の高い日には、決して無理な節電はせず、適度に扇風機やエアコンを使用するようにしましょう。

## 熱中症情報に関するホームページ

- 熱中症環境保健マニュアル、熱中症予防リーフレット、予防カード、暑さ指数（WBGT）予報ほか
  - ◇環境省 熱中症情報 [http://www.env.go.jp/chemi/heat\\_stroke/](http://www.env.go.jp/chemi/heat_stroke/)
  - 熱中症予防情報サイト <http://www.nies.go.jp/health/HeatStroke/index.html>
- 天気予報、気象情報、異常天候早期警戒情報ほか
  - ◇気象庁 熱中症に注意 <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>
  - 異常天候早期警戒情報 <http://www.jma.go.jp/jp/soukei/>
- 「健康のため水を飲もう」推進運動
  - ◇厚生労働省 「健康のため水を飲もう」推進運動 <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/nomou/>
- 職場における熱中症予防対策
  - ◇厚生労働省 職場における労働衛生対策 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei02.html>
- 全国における熱中症傷病者救急搬送に関する情報
  - ◇消防庁 熱中症情報 [http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9\\_2.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html)

# 熱中症 を防ぐために

熱中症の発生は7~8月がピークになります。  
熱中症を正しく理解し、予防に努めてください。

- 熱中症は、適切な予防をすれば防ぐことができます。
- 熱中症になった場合も、適切な応急処置により救命することができます。
- 一人ひとりが、熱中症予防の正しい知識をもち、自分の体調の変化に気をつけるとともに、周囲の人にも気を配り、予防を呼びかけ合って、熱中症による健康被害を防ぎましょう。

## 熱中症とは・・・

- 高温多湿な環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調節機能がうまく働かないことにより、体内に熱がたまり、筋肉痛や大量の発汗、さらには吐き気や倦怠感などの症状が現れ、重症になると意識障害などが起こります。
- 気温が高い、湿度が高いなどの環境条件と、体調が良くない、暑さに体がまだ慣れていないなどの個人の体調による影響とが重なることにより、熱中症の発生が高まります。
- 屋外で活動しているときだけでなく、室内で特に何もしていなくても熱中症を発症し、救急搬送されたり、死亡する事例が報告されています。

急に暑くなった日は特に注意！

室内にいるときも注意が必要！

## 熱中症の予防法

熱中症の予防には「水分補給」と「暑さを避けること」が大切です！

### 水分・塩分補給

- こまめな水分・塩分の補給  
(特に高齢者、障害児・障害者の場合、のどの渇きを感じなくても、こまめな水分補給を)

### 熱中症になりにくい室内環境

- 扇風機やエアコンを使った温度調整
- 室温が上がりにくい環境の確保 (こまめな換気、遮光カーテン、すだれ、打ち水など)
- こまめな室温確認、WBGT値 (※) の把握  
※WBGT値：気温、湿度、輻射 (放射) 熱から算出される暑さ指数で、熱中症予防のために運動や作業の強度に応じた基準値が定められています。  
「環境省熱中症予防情報サイト」で、観測値 (全国で8地点) と予想値 (全国各地) を閲覧できます。

エアコンを使わずに我慢していると熱中症につながる恐れがあります！

### 体調に合わせた対策

- こまめな体温測定 (特に体温調節機能が十分でない高齢者、障害児・障害者、子ども)
- 通気性の良い、吸湿・速乾の衣服着用 ● 保冷剤、氷、冷たいタオルなどによる体の冷却

### 外出時の注意

- 日傘や帽子の着用 ● 日陰の利用、こまめな休憩 ● 通気性の良い、吸湿・速乾の衣服着用
- 天気の良い日は昼下がりの外出はできるだけ控える

## 保 育 所

### ●一日保育士

5月15日(水) 25年度役員の方々に、一日保育士として入室していただきました。子ども達はお父さん先生、お母さん先生と楽しく遊び、活動をともにして打ち解けていました。役員の方々は、はじめ子ども達のパワーに圧倒されていた様子ですが、子ども達に優しく接して下さり、なかなか出来ない体験を楽しんでいた良かったです。

### ●父母の会

5月25日(土) 父母の会が開催されました。子ども達が日頃楽しんでいる集会を親子で参加して楽しく過ごし、各年令では、フォークダンスやゲーム、製作やおもちゃ作りなど、お家の方がいてくれることで、いつも

以上にうれしくて楽しい時間を過ごす事ができたようでした。保護者の方々に、入所・進級後の子ども達の成長の様子を見ていただくことができ何よりでした。

### ●虫歯予防教室

6月6日(木) 虫歯予防教室が行われました。昨年度に引き継ぎ、食生活改善推進委員の方々、歯科衛生士、保健係の方々のご協力により、エプロンシアターや歯みがき指導をしていただき、歯の健康について楽しみながら、大切なことを学ぶ事ができました。午後には保護者を対象にした、子どもの歯の健康についての講義や3才児親子の磨き残しチェックなどを行い、充実した一日となりました。

## 母 親 ク ラ ブ

### ●5/17(金)

父の日のプレゼントに紙バックを使ってフォトフレームを作りました。メッセージを添えてとてもかわいく出来ました。

### ●7/19(金)10時～ YLO会館2階

親子でかき氷作りをします。自分で作ったかき氷を、お友達と一緒に楽しく美味しく食べましょう♪

## 児 童 館 事 業

### ●5/11(土) しおり作り

型紙で形を作り、色々な模様や絵柄を書き込んだり...好きな絵を描いてラミネートをしました。自分でシートを入れ、出来上がっていく様子を見てとても喜びワクワクするような感じです。家族や、友達にメッセージを書き、ラミネートをしてプレゼントにするアイデアもあり、記念になるすてきな物ができました。

### ●5/23(木) 英語クラブ

ALTのクリス先生を講師にお願いをして毎月1回行なっています。クリス先生が用意した教材を使って楽しみました。保育所や小学校でも先生と関わる時間があつたので、親しみやすく楽しく時間が過ごせました。

### ●5/25(土) ポケモンカードであそぼう!

それぞれがカードを持ちよりスタジアムも持参で楽しみました。男女年齢を問わずカードを持って来て対戦ができ交流にもなりました。集まる場所であるため、ガード対戦が終わって他の遊びも楽しむ事ができました。

### ●6/8(土) 第16回児童館こどもまつり

今回は209名程の参加を頂きました。都留文科大学の学生による「ジェスチャゲーム」から始まり、1Fでは散歩道・マジックバルーンコーナー。手織コーナーでは“みつとつげ手織の里グループ”の方に指導を頂き、はた織体験。折り紙コーナーはドキドキハートを作り、動くおもしろさをマンツーマンで教えてもらいました。集会室では幼児はお家の人と一緒に、小学生はおかわりもしてカレーライス・フルーツゼリーをいただきました。ネイルコーナーでは自分でマニキュアを塗ったり、先生にデコレーションしてもらいとっても素敵! コースターにボンドで絵を書き色砂で装飾の砂絵コーナーは毎年大人気...! そしてスーパーボールすくいコインや出目金・恐竜等の色々な浮かぶおもちゃがありとても楽しかったようです。民生委員さんをはじめ、講師の方、大学生、中学生の皆さんに感謝致します。多くの方々のご協力により“こどもまつり”が開催できました。今後も児童館へのご理解、ご協力を宜しくお願い致します。

### ●5/29(水) ビーズアクセサリー作り

先月行なったその続きで、下校時間に合わせて行ないました。すきなビーズを自由に組み合わせるプレスレットやネックレス、ストラップを作りました。慣れている子どもたちだったので、自分で積極的に行ない集中して取り組んでいました。みんなオシャレな物ができました。

人口と世帯

平成25年6月1日現在

男 2,280人 (-12)  
 女 2,395人 (-1)  
 合計 4,675人 (-13)  
 世帯 1,540世帯 (-4)

※住民基本台帳(外国人含む)に基づく人口と世帯数を掲載

**おめでとう (誕生)**

**おしゃあわせに (婚姻)**

**おくやみ (死亡)**

上町 奥脇空奏そら 保護者  
 井口見隆太 忍野村 柿園  
 小杉真博 大坂市 上町  
 渡邊彩博  
 本町 小林守松 親族  
 上町 渡邊恒守 豊茂  
 上町 滝口重光 正美  
 下町 奥秋尹三 正徳  
 下町 郷田 信男  
 5月届出

7月・8月上旬 行事予定表

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	<b>7月</b> 1 ●お話の会 am10:30~ (子育て支援センター)	2 ●両親学級 pm7:30~ (いきいき健康福祉センター)	3	4 ●母子相談・ 母子手帳交付 am9:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	5 ●アクティブクラス pm8:00~ (いきいき健康福祉センター)	6 ●土曜開放日(水遊び) am10:00~12:00 (子育て支援センター) ●児童館事業 am10:00~12:00
7 ●特定健診及び がん検診 am8:30~10:30 (いきいき健康福祉センター)	8 ●特定健診及び がん検診 am8:30~10:30 (いきいき健康福祉センター)	9	10 ●ふれあい健康相談 am10:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	11	12 ●にこにこ親子ベビーマッサージ体験 am10:30~11:30 (いきいき健康福祉センター) ●保護者引き渡し訓練(保育所) ●アクティブクラスpm8:00~ (いきいき健康福祉センター) ●7・8月合同誕生会am10:30~12:00(子育て支援センター)	13 ●中学校図書館 一般開放日 am10:00~12:00 pm1:00~3:00
14 海の日	15	16	17 ●1歳6ヶ月児健診pm1:15~ (いきいき健康福祉センター) ●リトミック遊びam10:30~11:00 (子育て支援センター)	18 ●母子相談・ 母子手帳交付 am9:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	19 ●アクティブクラス pm8:00~ (いきいき健康福祉センター)	20 ●児童館事業 am10:00~12:00
<b>特定健診(8月20日・21日)申し込み期間 7月16日(火)から19日(金)まで</b>						
21 ●参議院議員 通常選挙	22 ●小・中学校 1学期終業式	23 ●離乳食・育児教室 am10:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	24	25 ●プール遊び am10:30~ (いきいき健康福祉センター)	26 ●アクティブクラス pm8:00~ (いきいき健康福祉センター) ●赤ちゃん広場 pm1:00~3:00 (子育て支援センター)	27 ●中学校図書館 一般開放日 am10:00~12:00 pm1:00~3:00
28	29	30 ●泥んこ遊び am10:30~ (子育て支援センター)	31 ●乳児健診 pm1:15~ (いきいき健康福祉センター)	8月 1 ●母子相談・ 母子手帳交付 am9:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	2 ●アクティブクラス pm8:00~ (いきいき健康福祉センター)	3 ●土曜開放日(プール遊び) am10:00~12:00 (子育て支援センター) ●児童館事業 am10:00~12:00
4	5	6 ●献血 am10:00~pm3:00 (いきいき健康福祉センター)	7 ●プール遊び am10:30~12:00 (子育て支援センター) ●ふれあい健康相談 am10:00~12:00 (ふれあいサロン三ツ峠)	8	9 ●にこにこ親子ベビーマッサージ体験 am10:30~11:30 (いきいき健康福祉センター) ●アクティブクラスpm8:00~ (いきいき健康福祉センター)	10 ●中学校図書館 一般開放日 am10:00~12:00 pm1:00~3:00
11	12	13	<b>7月の納税</b> ●固定資産税……………2期      ●介護保険料……………1期 ●国民健康保険税…1期      ●後期高齢者医療保険料 1期			

# フォト ニュース



虫歯予防教室



## 保育所



一日保育士



父母の会



## 児童館



しおり作り



ポケモンカードであそぼう!



ビーズアクセサリー

## 母親クラブ



フォトフレーム作り

## 第16回児童館こどもまつり



折り紙コーナー

スーパーボールすくい

手織りコーナー

ネイルコーナー



この広報紙は環境に配慮した植物油インキを使用しています。